

本募集要項及び補助金交付要綱の内容を
十分理解のうえ、事業実施してください。

貝塚市共創チャレンジ 「まちライブラリー」事業者募集要項



募集期間 令和7年12月1日(月)～12月22日(月)

令和7年12月

貝塚市「大阪・関西万博」参画推進協議会

— 目次 —

	ページ
1 はじめに	1
2 事業概要	1
3 応募資格	1
4 対象事業	2
5 募集及び選定方法	2
6 支援内容	2
7 応募方法等	3
8 審査方法等	4
9 事業の実施と留意事項	5
10 事業終了後の手続き	5
11 事業スケジュール	6

1. はじめに

令和7年4月13日から10月13日の期間、開催された「大阪・関西万博」では、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、市民、企業、教育・学術・研究機関（大学・研究所等）、官公庁、各種団体など多様な主体が、理想の社会を共に創り上げる「TEAM EXPO2025」プログラムを実行し、共創を進めてきました。

本市においても、昨年度、大阪・関西万博の趣旨に沿った、今までにない新しいチャレンジやイノベーションを生み出す「共創チャレンジ事業」の募集を行い、産学官など多様な主体が連携し、新たな地域の活性化策、社会課題解決への挑戦などを目指す6つの事業者を採択しました。

各事業者は、大阪・関西万博のレガシーとして、貝塚市の未来に向け、万博閉幕後もそれぞれの社会課題解決に向けた取組みを着実に進めています。

この度、次の取組みとして、子育てに関する社会課題をクローズアップし、子どもたちが自主学習をしながら、安全に過ごすことができる「子どもの居場所づくり」をテーマに事業者募集を行います。

2. 事業概要

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難な時代を迎え、この課題を解決するため、様々な地域で子どもの居場所づくりが行われています。

本市では、官民連携による共創チャレンジ事業のスキームを活用し、「本」を通じて「人」と出会うまちの図書館「まちライブラリー」を運営する事業者（以下、「運営事業者」という。）を支援することにより、地域で子どもが学びながら過ごせる居場所づくりを推進します。

また、地域からまちライブラリーのスタッフとして従事する協力者（以下、「協力者」という。）を募り、円滑な運営をめざします。

3. 応募資格

本事業に応募できる運営事業者は、下記の要件をすべて満たす個人又は団体とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていないこと。(2) 公序良俗に反する活動をしていないこと。(3) 市税を滞納していないこと。(4) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。 |
|---|

また、協力者は上記の(3)を除く要件をすべて満たす個人又は団体とします。

4. 対象事業

募集の対象となる事業は、子どもたちが無料で本に触れることができ、かつ、安心して過ごせる居場所である「まちライブラリー」の開設及び運営する事業です。

※ 以下の事業は支援の対象になりません。

- ① 企業等がその本来の事業の一環として行う事業
- ② 政治的・宗教的活動として行われる事業
例) ・特定の政党を支持するもの
・神事や仏事などの宗教的な要素が含まれるもの
・特定の宗教の布教活動につながるもの
- ③ 特定の事業の反対運動を目的とする事業

5. 募集及び選定方法

プロポーザル(提案)方式にて運営事業者及び協力者を募集します。

対象事業の実施にあたり、ご自身が実施可能な内容を提案してください。

貝塚市「大阪・関西万博」参画推進協議会(以下、「協議会」という。)において、書類による一次審査と面接による二次審査により選定します。

6. 支援内容

選定された運営事業者及び協力者に対し、その提案内容に応じた次の1)~3)の支援を行います。

1) 運営事業者と協力者のマッチング支援

運営事業者が提案する内容に応じて、事業に従事できる協力者のマッチング支援を行います。

2) 施設整備・運営支援

運営事業者に選定された個人又は団体には、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」補助金交付要綱に基づき、補助対象経費を補助します。ただし上限を300万円とします。

また、令和10年度以降、運営事業者が自立してまちライブラリーを運営できるよう、令和9年度末まで運営支援を行います。

※貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」補助金交付要綱(抜粋)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助金の対象となる経費の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、支出総額から事業収入の額を差し引いた額又は300万円のいずれか小さい方の額を上限とする。この場合において、事業収入の額が支出総額を上回るときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、採択された日から令和8年3月20日までの期間に実施する補助事業の遂行に要する費用(当該期間に支払が完了している費用に限る。)のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 施設改修費(事業に必要な改修費用)

- (2) 図書費(本の購入費用)
- (3) 消耗品費(事務用品等の消耗品の購入費)
- (4) 印刷製本費(チラシ、ポスター等の作成代)
- (5) 通信運搬費(文書の郵送料・配送料等)
- (6) 保険料(ボランティア保険料、イベント保険料等)
- (7) 広告料(新聞、雑誌、テレビ等への広告料等)
- (8) 手数料(振込手数料等)
- (9) 委託料(施設管理委託料等)
- (10) 使用料及び賃借料(土地、建物使用料、機器借上料等)
- (11) 機器設備費(事業に必要な設備費用等)
- (12) その他協議会会長(以下「会長」という。)が必要と認める経費(補助対象経費)

また、開設施設については以下の条件をすべて満たすものとします。

- ① 令和8年3月20日までに開設し、令和11年3月末日まで事業を継続して実施すること。
- ② 貝塚市内において実施すること。
- ③ 運営事業者が所有又は賃借し、かつ、「まちライブラリー」として使用することについて所有者の合意を得た施設に開設すること。
- ④ 実施しようとする事業が既存事業である場合、本事業への参画を契機として、規模等を拡充し、事業内容を追加したことが明らかであること。

3) 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、国・府補助金等活用支援

運営事業者の提案に応じ、事務手続き等の支援を行います。

4) 市有施設等利用支援

運営事業者の提案に応じ、事務手続き等の支援を行います。

5) 注意事項

- ・対象事業に事業収入がある場合の補助額は、支出総額から事業収入を差し引いた額の範囲内とします。
- ・本募集要項の規定に違反した場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。その場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- ・事業収入には、「貝塚市企業版ふるさと納税」、「貝塚市ガバメントクラウドファンディング」、その他府・国等からの補助金も含まれます。
- ・補助金の交付は予算の範囲内とします。
- ・補助金は原則、事業完了後に交付しますが、概算払いにより交付決定額の一部又は全部を、事業完了前に受け取ることができます。

7. 応募方法等

本事業に応募する際は、「まちライブラリー」の趣旨に沿った事業内容を提案してください。「まちライブラリー」については、まちライブラリーホームページ（外部リンク、<https://machi-library.org/>）をご覧ください。

(1) 提出書類

次の書類を協議会事務局に提出してください。

なお、②～⑦については、運営事業者として提案されるかたのみ提出してください。

また、④は個人で運営事業者として提案される方は提出不要です。

- ① 貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体等概要書及び構成員名簿（様式第4号）
- ⑤ 使用する施設の見取り図
- ⑥ 使用する施設が賃借物件の場合、所有者の合意書
- ⑦ その他協議会会長が必要と認める書類

(2) 受付期間 令和7年12月1日（月）から令和7年12月22日（月）まで ※必着

(3) 提出方法及び提出先

(ア) メール: seisaku@city.kaizuka.lg.jp

(イ) 郵 送: 〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所総合政策部政策推進課

(ウ) 持 参: 貝塚市役所総合政策部政策推進課（市役所2階）

※平日9時00分から17時00分までの間にお持ちください。

8. 審査方法等

(1) 審査機関

協議会において、複数の審査委員による審査を行います。

(2) 審査方法

提出書類による書類審査及び面接による審査を行います。

(3) 審査のポイント

①運営事業者

審査のポイント	
A	子育てに関する社会課題の解決につながるものであるか
B	子どもたちが安全に通うことができ、安心して過ごせる場所であるか
C	子どもたちが本に関心を示したり、自主的に学習したりするなど、学びの機会を得ることができる環境になっているか

D	事業内容、スケジュール、収支計画、体制等が適切であり、取り組む事業者に意欲が感じられるものであるか
E	補助金に頼らず、令和10年度以降も継続して事業を行っていく意志が見受けられるものであるか
F	これまでに、本市の地域活動に参加し、福祉の向上に寄与した経験があるか

②協力者

審査のポイント	
A	子どもたちが興味を持つ企画を提供することができるか
B	ボランティアであることを理解し、やりがいを感じられるか
C	子どもたちが安全に過ごすための配慮が足りているか
D	定期的に参加することができるか
E	継続して参加する意志が見受けられるか
F	これまでに、本市の地域活動に参加し、福祉の向上に寄与した経験があるか

(4) 評価点と評価方法

- (ア) 各審査員が各審査基準に1点単位で10点から1点までの点数を付し、60点満点とします。
- (イ) 最高点及び最低点を付けた審査員各1名の評価点を除いた、残りの審査員の合計点で順位付けを行い、予算の範囲内で上位の事業から順に運営事業者を選定します。
- (ウ) 上記にかかわらず、合計点が6割に満たない応募者は選外となります。
- (エ) 協力者に応募した方のうち、合計点が6割を超えた方を協力者に選定します。

(5) 選定結果（採択・不採択）の通知

選定結果は、令和8年1月上旬にメールにて通知します。

事業が採択された運営事業者には、補助金申請書類を同封しますので、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

9. 事業の実施と留意事項

(1) 事業のPRについて

事業で作成するポスターやチラシ、ウェブサイト等には、「かいづかまちライブラリー」の文言及びロゴマークを掲載してください。

※ 作成したポスターやチラシを持参いただければ、可能な範囲で公共施設等へ設置します。

(2) 事業実施にあたっての留意事項

- ・事業実施にあたり、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。
- ・事業実施により事故等が発生した場合は、運営事業者が責任をもって対応してください。市及び協議会は一切の責任を負いません。なお、事故等が発生した場合は、実績報告書とは別に事故等の報告書（様式任意）を提出してください。

10. 事業終了後の手続き

運営事業者は、今年度の事業終了後 30 日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い方の日までに以下の書類を提出してください。

(1) 提出方法及び提出先

①事業実施報告書(任意様式)(写真、チラシ等を添付すること)

②貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」補助金交付要綱に定めた必要書類

(2) 提出方法及び提出先

(ア) メール:seisaku@city.kaizuka.lg.jp

項目	期間	備考
① 募集・提案書の提出	令和7年12月1日(月) ～令和7年12月22日 (月)	募集期間中に申請書類を事務局にメール、持参又は郵送(締切日必着)で提出してください。
② 選考及び選考結果(事業採択)通知	令和8年1月上旬	協議会において、書類審査及び必要に応じて面接審査により、運営事業者及び協力者を選定し、結果をメールで通知します。
③ 伴走支援期間	採択された日～ 令和10年3月末日	令和10年4月以降の自主運営をめざし、伴走支援を行います。
④ 実績報告	事業実施完了後、30 日 以内又は令和8年3月3 1日のいずれか早い方 の日まで	「実績報告書」他関係資料を提出してください。

(イ) 郵送 :〒597-8585 貝塚市畠中1丁目 17 番1号 貝塚市役所政策推進課

(ウ) 持参 :貝塚市役所政策推進課(市役所2階)

※平日9時 00 分から 17 時 00 分までの間にお持ちください。

11. 事業スケジュール

※ 事業に係る書類(領収書等)に関しては、事業終了後、5年間保管してください。

※ 令和8年度以降の事業スケジュールについては、令和8年4月以降に提示します。

【問合せ先】

貝塚市「大阪・関西万博」参画推進協議会事務局(貝塚市役所政策推進課内)

住所:〒597-8585 貝塚市畠中1丁目 17 番1号(市役所2階)

Tel :072-433-7295(直通) Mail:seisaku@city.kaizuka.lg.jp